



福祉  
各種手当  
の支給

障害者・母子・  
父子家庭の  
皆さんへ

特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

支給額/月額2万6千520円  
\*施設入所や3カ月以上入院している場合、また所得が一定以上の方は支給されません。

市民からのお便り クイズ回答の「フラフ」。こいのぼりと一緒にたてられてあるあれのことだったんですね。勉強になりました。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害のある児童(20歳未満)を養育している保護者に支給されます。

支給額  
1級/月額5万900円  
2級/月額3万3千900円  
\*障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級のうち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

支給額/月額1万4千430円  
\*児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児  
療育手当

特別児童扶養手当1級のうちで、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児

を養育している保護者に支給されます。

支給額/月額7千300円  
\*所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。

児童扶養手当

父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当が支給されます(所得制限があります)。

受給資格者(いずれの場合も国籍は問いません)

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童  
父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

父の生死が不明である児童  
父から引き続き1年以上遺棄されている児童  
父が法令により引き続き1

年以上拘禁されている児童  
母が婚姻によらずに懐胎した児童  
捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

こんな時は支給されません  
児童が  
国内に住所がないとき

父または母の死亡により支給される公的年金給付が受けられるとき



「オルゴール館の思い出」  
森沢 良博(日吉町)

父に支給される公的年金給付額の加算の対象となつていないとき  
労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき  
児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき  
母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)  
母または養育者が  
国内に住所がないとき  
公的年金給付を受けることができるとき(国民年金法に基づき老齢福祉年金を除く)  
昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当してから平成15年3月31日までに5年を経過しても請求しなかったとき  
事実婚が発見された場合(定期的な訪問など社会通念上夫婦としての生活を認められる事実関係がある場合で、この場合事実の発生した時点にさかのぼって手当を返還しなければなりません)

母子及び父子家庭

医療費の助成

助成対象者/前年の所得税が非課税の世帯で、次のいずれかに該当する方です。  
 ・母子及び父子家庭の母または父と児童  
 ・準母子及び準父子世帯  
 ・父母のいない児童  
 ・児童とは、18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。  
 申請時に持参するもの  
 健康保険証、印鑑  
 \* 該当すると思われる方は6月中に申請してください。

南国市母子父子福祉手当

配偶者のいない女性・男性が、18歳に達した年度末までの児童を養育している場合、また両親を失った18歳に達した年度末までの児童を扶養している場合に支給されます。  
 支給額/児童1人につき、月額1千円  
 \* 母親または父親および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

南国市交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくはは父、または母を失った18歳に達した年度末までの児童を対象に市交通遺児手当が支給されます。  
 支給額/児童1人につき、月額2千円  
 \* 1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

障害者・母子・父子家庭の皆さんの各種手当に関するお問い合わせは  
 福祉事務所社会係  
 (880・6566)まで

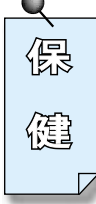
第8回特別弔慰金の支給

対象者  
 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人  
 1、弔慰金の受給権者  
 2、戦没者等の子

戦没者慰霊巡拝

戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。  
 対象地域/旧ソ連、モンゴル、中国東北地区、マリヤナ諸島、フィリピン、トラツク諸島、ピスマーク・ソロモン諸島、硫黄島  
 選考基準/健康状態が良好で、原則80歳以下の方  
 備考/巡拝地域、実施時期、

3、父母 孫 祖父母 兄弟姉妹  
 \* 戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。  
 4、右記3以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹  
 5、右記1から4以外の三親等内の親族  
 \* 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。  
 支給内容/額面40万円、10年償還の記名国債  
 請求期間  
 平成20年3月31日まで  
 請求窓口(平成17年6月1日から)・お問い合わせは  
 福祉事務所社会係  
 (880・6566)まで



児童手当の支給と現況届の提出

児童手当の支給について  
 小学校3年生までの児童を養育している方は、児童手当を受けられます。  
 \* 所得制限があります。  
 手当の額(月額)  
 第1子・第2子/5千円  
 第3子以降/1万円  
 児童手当の現況届について  
 現在、児童手当を受給されている方は、6月30日までに現況届を提出してください。これは、受給者の所得状況と、6月1日現在の養育状況などを確認するためです。  
 もし、提出されない場合は、受給資格があっても、6月以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。

所要経費などの詳細はお問い合わせください。  
 お問い合わせは  
 県保健福祉課  
 (8233・9662)  
 または福祉事務所社会係  
 (880・6566)まで



第48回南国市母親大会

お気軽にご参加下さい。保育所もあります。お子さんついでどうぞ！男性も歓迎。  
 とき/6月19日  
 午前9時30分/午後4時  
 とこ  
 大篠公民館・中央公民館  
 内容  
 分科会/親子で遊ぼう・ほんとうの学力・どうなる介護保険  
 全体会/講演：憲法は私たちのもの/講師：窪田充治さん(香長ゼミナール館長)  
 参加料/無料  
 主催  
 南国市母親大会実行委員会  
 お問い合わせは  
 実行委員長 西川和子  
 (8633・2082)まで

\* 公務員の方は、職場で手続きをしてください。  
 提出先・お問い合わせは  
 保健課給付係  
 (880・6556)まで

市民からのお便り 大空に泳ぐこいのぼりやフラフは初夏を思わせます。見ているだけで気持ちいいですね。